

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:お知らせ

令和8年10月1日

ネーミングライツにより、埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里スポット1水鳥の楽園の愛称の命名権者を決定しました

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里スポット1水鳥の楽園は、狭山丘陵いきものふれあいの里の区域の中にあるスポットの一つです。スポット1は狭山湖畔に位置しており、冬季には水鳥たちの越冬地となります。

このたび、ネーミングライツにより、愛称の命名権者を決定しました。

1 愛称の命名権者

公益財団法人トトロのふるさと基金（所沢市）

2 愛称

埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里スポット1水鳥の楽園

（愛称名の理由）

狭山丘陵の自然環境保全の歴史や価値を尊重するため、企業や団体の名称を付さず、正式名称をそのまま使用することが望ましいとの考えから、命名権者である公益財団法人トトロのふるさと基金から、正式名称と同じ「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里スポット1水鳥の楽園」を愛称とする提案がありました。

3 愛称使用期間（契約期間）

令和8年10月1日から令和13年3月31日まで

4 命名権料（税抜）

- ・ 63,000円／年（令和8年10月1日から令和9年3月31日まで）
- ・ 126,000円／年（令和9年4月1日から令和13年3月31日まで）

5 対象施設

施 設 名 埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里スポット1 水鳥の楽園
所在地(地番) 所沢市上山口1366番地外
指 定 管 理 者 公益財団法人トトロのふるさと基金
(令和8年4月1日から令和13年3月31日まで)